金額別	令第14条第１項第１号に該当するもの		令第14条第１項第２号に該当するもの		令第14条第１項第３号に該当するもの		令第14条第１項第４号に該当するもの		令第14条第１項第５号に該当するもの		令第14条第１項第６号に該当するもの				令第14条第１項第７号に該当するもの		令第14条第１項第８号に該当するもの		令第14条第１項第９号に該当するもの	
													うち同条第２項において除かれるもの							
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30万円以上50万円未満																				
50万円以上100万円未満																				
100万円以上300万円未満																				
300万円以上500万円未満																				
500万円以上1,000万円未満																				
1,000万円以上3,000万円未満																				
3,000万円以上5,000万円未満																				
5,000万円以上1億円未満																				
1億円以上3億円未満																				
3億円以上5億円未満																				
5億円以上8億円未満																				
8億円以上10億円未満																				
10億円以上15億円未満																				
15億円以上																				
合　計																				

(注)　1．「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。
　　2．協同組合による金融事業に関する法律第３条第１項第４号に規定する業務の種類又は方法を変更した場合には、「うち同条第２項において除かれるもの」欄に記載すること。

Ⅳ　［略］

［10．～15．　略］

第　２　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

金額別	令第14条第１項第１号に該当するもの		令第14条第１項第２号に該当するもの		令第14条第１項第３号に該当するもの		令第14条第１項第４号に該当するもの		令第14条第１項第５号に該当するもの		令第14条第１項第６号に該当するもの		令第14条第１項第７号に該当するもの		令第14条第１項第８号に該当するもの		令第14条第１項第９号に該当するもの	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30万円以上50万円未満																		
50万円以上100万円未満																		
100万円以上300万円未満																		
300万円以上500万円未満																		
500万円以上1,000万円未満																		
1,000万円以上3,000万円未満																		
3,000万円以上5,000万円未満																		
5,000万円以上1億円未満																		
1億円以上3億円未満																		
3億円以上5億円未満																		
5億円以上8億円未満																		
8億円以上10億円未満																		
10億円以上15億円未満																		
15億円以上																		
合　計																		

(注)　「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。

Ⅳ　［同左］

［10．～15．　同左］

第　２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］